

必需品タルヘキ物品ト雖モ幼年者既ニ多ク之ヲ所持スルトキハ則チ必需品ニアラストス

幼年者ノ借り受ケタル金圓ハ必需品ヲ購求スル爲メナリト雖モ幼年者ニ於テ其返済ノ義務ナシ尤モ幼年者ニ必需品ヲ供給スルタメニ他人ノ費シタル金圓ハ金主之ヲ請求スルヲ得ヘシ

○幼年者契約上ノ權理

幼年者ノ契約ハ幼年者丁年ニ達シタルトキ之ヲ取消スヲ得ヘシ而シテ對手ニ於テハ之ヲ取消スヲ得ス又幼年者ハ契約ニ付キ訴訟ヲナスヲ得ヘシト雖モ自ラ出庭シ又ハ自ラ代言人ヲ命スル能ハス必ラス其後見人若シクハ近親ノ者ニ依テ出訴セサル可カラス

○契約ニヨリ幼年者ノ仕拂フタル金圓

未行約因ニ對スル契約ニヨリテ幼年者ノ仕拂フタル金圓ハ其契約ヲ

取消シタル上之ヲ取戻スヲ得ヘシ例ヘハ幼年者株券ヲ買取ル契約ヲナシ手附金ヲ拂ヒ而シテ破約スルトキハ沒收ノ約束ヲナスト雖モ丁年ニ至リ其契約ヲ取消シ手附金ヲ取戻スヲ得ルカ如シ然レモ約因ニヨリ己ニ利益ヲ受ケタルトキハ其仕拂フタル金圓ヲ取戻スヲ得ス例ヘハ幼年者地所ヲ借受ケ手数料ヲ拂ヒ其地所ヲ占有シタルトキハ借地契約ヲ取消スト雖モ手数料ヲ取戻スコトヲ得サルカ如シ

必需品ニアラサル物品ヲ買取リ其代價ヲ仕拂ヒ物品ヲ費消シタルトキモ亦代金ヲ取戻スコトヲ得ス

第三款 有夫ノ婦

○有夫ノ婦契約上ノ責任

習慣法ニヨルニ有夫ノ婦ハ契約ヲ取結ブノ能力ナシ故ニ其契約ハス

(〇八一)

ヘテ無効ニシテ可得消効ニアラス

○専有財産ニ關スル有夫ノ婦ノ契約

習慣法ハ妻ノ財産ヲ以テ悉ク其夫ノ所有ニ屬スト雖モ衡平法ハ之ニ反シ妻ヲシテ其財産ヲ專有スルコトヲ許ス場合アリ此財産ニ關シテハ有夫ノ婦ト雖モ處女ト等シク契約ヲナスヲ得ヘシ

有夫ノ婦契約ヲ結フルハ其專有財産ニ付キ契約シタルモノト見做スヲ以テ其財産ヲ以テ其責任ヲ盡サシム然レモ反對ノ證據アル片ハ此限ニアラス

專有財産アル場合ニ於テハ受約者有夫ノ婦ニ對シテ損害要償ヲナスヲ得ヘシト雖モ強ヒテ契約ヲ履行セシムルヲ得ス但シ物品ヲ購求スル契約ノ如キ金圓支拂ヲ以テ履行シ得ヘキ契約ハ例外ナリトス

○詐欺ニ關スル有夫ノ婦ノ責任

有 夫 ノ 婦

有夫ノ婦其夫ノ生存中ニ詐欺其他ノ私犯ヲ犯シタルトキハ其夫ト共帶ニテ其責任ヲ負ヒ夫死亡シタル後ハ一人ニテ之ヲ負フモノトス然レモ獨身ト詐リ對手ヲ欺キテ契約ヲ結ハシメタル片ハ夫其責ニ任セストハ有夫ノ婦獨身ナリト詐リ對手之ヲ信シテ其婦人ノ約束手形ヲ受取りタル片ハ對手ニ於テ其婦人及其夫ヲ共帶被告トシテ出訴スルヲ得サルカ如シ

○有夫ノ婦契約上ノ權利

(一八一)

有夫ノ婦ト雖モ契約ニ從ヒ對手ノタメニ事業ヲナシ若シクハ專有財産ヲ授與シテ約因ヲ履行シタル片ハ契約上ノ權利ヲ得ヘシ此權利ハ婦人一人ニテモ夫一人ニテモ又ハ夫妻共帶ニテモ使用スルヲ得ヘシ有夫ノ婦ハ契約ヲ取結フ能ハスト雖モ契約上ノ權利ヲ他人ヨリ譲リ受クルコトヲ得ヘシ有夫ノ婦物品ヲ賣却スル片ハ其夫ノ代人トナリテ

賣却シタリト見做シ其代金ハ其夫ノ所有ニ歸セシム又金錢ヲ他人ヘ
貸與スルルモ其夫ノ代人ト見做シ負債主ヨリ返濟スル金錢ハ其夫ノ
所有ニ歸セシム

夫妻兩人共帶シテ契約ヲ受クルルハ夫一人ニテモ之ヲ出訴スルヲ得
ヘク亦タ夫妻共帶ニテモ之ヲ出訴スルヲ得ヘシ

○有夫ノ婦ノ能力アル場合

有夫ノ婦契約ヲ結フ能ハサルノ原則ニ例外アリ即チ夫ノ徒刑トナリ
タルル其妻倫敦ノ習慣ニヨリ一人ニテ商買ヲナスル妻自己ノ職業ニ
ヨリ得タル金圓ニ關スルル及ヒ離婚又ハ分居シタルル及夫ニ放棄セ
ラレタルルハ妻一人ニテ契約ヲナスヲ得ヘシ

夫外國人ニシテ外國ニ居住シ又ハ敵國人タリト雖其妻ニ結約ノ能力
ナシ夫身代限ヲナシ逃匿シタルルモ例外ノ限ニアラス

一人ニテ商買ヲナス有夫ノ婦倫敦ノ習慣ニヨリ契約ヲ結フルハ其夫
ト共ニ原告トナルノ權利アリ亦タ共ニ被告トナルノ義務アリ然レモ
此習慣ハ唯倫敦ノ市中ニ行ハレ唯倫敦ノ法庭ニ採用セラレ、モノニ
シテ市外ノ上等裁判所ニ於テハ之ヲ以テ起訴ノ理由ト爲スヲ得ス但
シ之ヲ以テ答辨トナシ原告ノ請求ヲ拒ムヲ得ヘシ

一千八百七十年ニ發セラレタル有夫ノ婦ノ財産令ト題スルビクトリ

第三十三章第三十四章第九十三章ノ布告ノ第一款ニ曰ク有夫ノ婦
夫ト別ニ商業工業若シクハ其他ノ職業ヲ營ミ該布告頒布ノ後ニ得タ
ル給料又ハ利益金及ヒ文學理學工學上ノ技術ニヨリテ得タル金圓又
ハ財産及以上ノ給料利益金又ハ金圓或ハ財産ヲ以テ得タル金圓物品
等ハ渾テ皆夫ノ檢束ヲ受ス其婦一身ニテ之ヲ所有スルヲ得ヘシ云々
ト又其二款以下數款ニ於テハ英國銀行ノ株券ヲ預ケ其利益ヲ專有ス

ルコトヲ得セシメ且ツ自己ノ生命若シクハ夫ノ生命ヲ保險シ其利益ヲ專有スルコトヲ得セシメタリ

○離婚及分居ノ結果

離婚シタル婦人ハ結婚ノ能力ヲ回復スヘシ然レモ結婚中ニ結ビタル契約ニ關シテハ離婚ノ後モ之ヲ訴訟スルヲ得ス

有 夫 ノ 婦

官ノ允許ヲ受ケ公然分居シタル婦人ハ處女ト同一ノ能力ヲ得故ニ一人ニテ結婚スルヲ得亦一人ニテ出訴スルヲ得ヘシ而シテ分居シタル夫ハ其妻ノ契約私犯又ハ出訴ノ費用ニ關シ責任ヲ負フコトナシ但シ分居ノ節手當金ヲ妻ニ與ヘサルハ妻ノ必要品ニ關シテ其責任ヲ負フヘキモノトス

結婚出訴及財産所有ノコトニ關シ夫ニ放棄セラレタル婦人ハ裁判所ヘ請願シテ分居ノ場合ト等シク處女同一ノ權ヲ有スルコトヲ得ヘシ

夫妻承諾ノ上私ニナシタル分居ハ妻ノ能力ニ關シテ分居ノ効ナシ妻分居シテ他人ト姦通シ夫其妻ヲ扶持スルノ義務ナキ場合モ亦同シ

○夫妻間ノ契約

法律ハ夫妻ヲ併セテ一人ト見做スカ故ニ兩人ノ間ニ契約ヲ結ブヲ許サス然レモ妻ノ專有財産ニ關スルハ離婚ノ訴訟ヲ願下ニスル爲メ示談ヲナスハ及分居ヲナスハ妻其夫ト契約ヲナスヲ得ヘシ

○夫ノ代理人トナリテ結婚スル事

有夫ノ婦ハ自ラ結婚スルノ能力ナシト雖夫ノ代人トナリテ結婚スルヲ得ヘシ夫ハ言語文章ヲ以テ明ニ己ノ代理ヲ妻ニ委任スルコトアリ又兩人ノ關係ヨリ代理ヲ委任シタリト認定スルコトアリ

有 夫 ノ 婦

委任ハ夫妻ノ同居ニヨリ之ヲ認定スルコトアリ又止ムヲ得サルコトニヨリ之ヲ認定スルコトアリ即チ法律上夫妻同居スルハ一家ノ内

(六八一)

有 夫 ノ 婦

政ヲ妻ノ専ラ調理スルモノト見做スカ故ニ夫及家族ニ必要ナル衣食
 買取リノ權ハ夫ヨリ委任セラレタルモノト認定ス但シ此權ハ其家ノ
 貧富及其家ノ人數ニ相應シタル衣食物ヲ買取ルニ止マリ不相應ニ高
 價ナル物品ヲ買入レ或ハ不相應ニ多分ノ物品ヲ買込ムコトヲ得サル
 モノトス

夫他行シテ實際同居ヲナサスト雖モ夫ノ留守居ヲナス妻ハ同居ノ時
 ト同一ノ代理權ヲ委任セラレタルモノトス又法律上未タ結婚セスト
 雖實際夫妻トナリ男子ト同居スル婦人ハ亦タ其男子ヨリ必要品ヲ購
 求スルノ代理權ヲ委任セラレタルモノトス

同居ニヨリ認定シタル代理權ハ夫其妻ニ通知シテ之ヲ取消スヲ得ヘ
 シ然レモ其前ヨリ妻ト取引ヲナシ引續キ來ル第三者ヘハ別ニ通知ヲ
 ナサレハ取消ノ効ナシ

(七八一)

有 夫 ノ 婦

妻ヲ扶持スルハ夫ノ義務ナルカ故ニ夫此義務ヲ盡サレルハ妻ハ夫ノ
 名義ヲ以テ物品ヲ買取リ夫ニ代リテ代金仕拂ノ契約ヲナスヲ得ヘシ
 是レ止ムヲ得サレハナリ此代理權ハ夫ヨリ賣主ヘ通知スルトモ其取
 消ヲ爲スヲ得ス夫其妻ヲ放逐シタルハ他ノ婦人ト姦通シ其婦人
 ト同居シタルハ相當ノ手當金ヲ其妻ニ與フヘシ若シ之ヲ與ヘサレ
 ハ妻ニ於テ夫ノ名義ヲ以テ必要品ヲ購賣スルヲ得ヘシ

妻姦通ヲナスハ夫ニ於テ其妻ヲ扶持スルノ義務ナシ故ニ其妻ハ夫
 ノ代理人トナリテ必要品ヲ購求スルヲ得ス是故ニ姦通シタル妻ハ物
 品ヲ供給シタル者ハ姦通ノ事ヲ知ラスト雖モ其夫ニ向ツテ其代金ヲ
 請求スルヲ得ス

夫妻居ヲ異ニスルハ法律上夫其妻ニ與フルニ相當ノ手當ヲ以テセ
 リト見做セリ故ニ必要品ヲ其妻ニ給與シ其夫ニ向ツテ代金ヲ請求ス

ル者ハ其妻手當金ヲ受ケサルヨリ止ムヲ得ス夫ノ名義ニテ物品ヲ購
 求シタリトノ證明ヲ爲スノ責任アリ
 未タ結婚セス凡夫婦ノ如ク男子ト同居スル婦人ハ同居中其男子ノ代
 人トナリテ必需品ヲ購求スルヲ得ヘシ然レモ其男子ト別居スルカ或
 ハ其男子ニ放逐セラレタル片ハ其代理權ヲ失フヘシ妻其夫ノ名義ニ
 テ必需品ヲ購求シ得ルノ場合ニテモ其必需品ヲ購求センカタメニ借
 用シタル金錢ノ返濟ニ關シテハ夫其責ニ任スル事ナシ代理權ナキ妻
 其夫ノ名義ニテ物品ヲ購求スルモ其夫之ヲ追認スル片ハ夫其責ニ任
 セサルヘカラス即チ妻代理權ナクシテ夫ノ代人トナリ食物ヲ購求セ
 シニ夫之ヲ使用シタル片又ハ夫其妻ノ寶玉ヲ購求シテ之ヲ携帶シタ
 ルヲ見テ異義ヲ述ヘサルトキノ如キ夫其妻ノ代理權ヲ追認シタルモ
 ノト認定ス故ニ夫ハ其食物及寶玉ノ代金仕拂ノ責ニ任セサルヘカラ

ス

第四款 瘋癲人及泥醉人

結約ノ能力ニ關シテハ瘋癲人及泥醉人モ前記ト同一ノ規則ニ從フヲ
 以テ茲ニ之ヲ併論スヘシ蓋シ此等ノ人ニ關スル規則ハ二回ノ變遷ア
 リ第一ノ規則ハ十八世紀ノ終頃マテ行ハレタリ此規則ニヨレハ人ト
 ノ自ラ己ヲ愚人視スルヲ得ス亦自ラ醉フテ愚人トナルヲ得ス故ニ瘋
 癲人及泥醉人ハ瘋癲泥醉ノ廉ヲ以テ責任ヲ免ル、ヲ得ス又第二ノ規
 則ニヨルハ瘋癲若シクハ泥醉ノタメニ精神錯亂ノ自ラ爲ス事ヲ覺ヘ
 サル人ノ結ヒシ契約ハ同意ナキカ故ニ無効ナリトシ又瘋癲若シクハ
 泥醉ノタメニ精神錯亂シテ適當ナル判斷ヲナス能ハストモ自ラ爲ス
 事ヲ知ラサルニ至ラサル人ノ結ヒシ契約ハ對手其瘋癲人ナルコト若
 シクハ泥醉人ナルコトヲ知ルトキニ限り可得消効トス又第三ノ規則

即チ今日行ハル、規則ニヨルニ瘋癲若シクハ泥酔ノタメニ自ラ爲ス
 コトヲ覺ヘス或ハ自己ノ利害損益ヲ判決スルノ腦力ヲ失フタル者ノ
 結ヒシ契約ハ對手其瘋癲若シクハ泥酔タルコトヲ知ルトキニ限り可
 得消効トシテ其他ノ場合ニ於テハスヘテ有効ナリトス
 瘋癲人ノナセシ婚姻ハ可得消効ニアラスシテ無効ナリトス
 瘋癲人時々快癒スルコトアリ此快癒中ニナシタル契約ハ有効ナリト
 ス又瘋癲人ノ必要品ニ關スル契約ハ對手ノ瘋癲タルコトヲ知ルト知
 ラサルニ關セス有効ナリトス

第五款 會社

○會社ノ能力

會社トハ一ノ名稱ト一ノ印章トヲ有スル永遠不死ノ無形人ヲ云フナ
 リ無形人ハ有形人ノ如ク契約ヲ結フノ能力アリ然レトモ會社ナル無

形人ハ多ク一ニノ目的ヲ以テ組成シタルモノナルヲ以テ其目的ニ關
 スル事柄ノ外ハ渾テ能力ナキモノトス故ニ會社其事業外ノ事ニ關シ
 テ結ヒタル契約ハ越權ノ契約ニシテ法律ニ違背スルヲ以テ無効ナリ
 トス此規則ニヨリ銅鑛ヲ賣買スル會社ハ鐵類ヲ賣買スルヲ得ス故ニ
 銅鑛會社鐵道線ヲ製造スル契約ヲナス片ハ其契約ヲ無効トス但商業
 ノタメニ設ケタル會社ハ金錢ヲ借入レ爲替手形ヲ振出シ約束手形ヲ
 發行シ及會社ノ財産ヲ抵當トスルコトヲ得故ニ此等ノ事ニ關スル契
 約ハ有効ナリトス
 鐵道會社ハ瀕車ヲ以テ旅客及荷物ヲ運搬スルヲ以テ目的トスルカ故
 ニ石炭ヲ買入之ヲ賣却シテ利益ヲ謀ルコトヲ得ス
 ○捺印證書ヲ以テ結約スル事
 會社契約ヲ結フ片ハ必ス社印ヲ捺シタル捺印證書ヲ用ユルコトヲ要

ス此捺印證書ハ通常ノ捺印證書ト異ナリテ之ヲ對手ヘ授與セスト雖有効ナリトス而シテ會社ノ契約ニ捺印證書ヲ要スル原則ニ對シ例外甚タ多シ今之ヲ分ケテ二類トス

○例外

第一類ハ會社ノ組織目的ニ起因スルモノナリ例ヘハ鑛業會社鑛業ニ必要ナル器械ヲ設置スルタメニ工學士ト取結フ契約、瓦斯會社瓦斯ヲ費消人ヘ供給スル契約及海上運輸會社其所有船ヘ飲食物ノ供給ヲ求ムル契約ノ如シ又商業會社モ其爲替手形及約束手形ニ捺印セス通常ノ手續ヲ以テ之ヲナスヲ得ヘシ

第二類ノ例外ハ止ムヲ得サルコト又ハ便宜ヨリ起ルモノナリ例ヘハ小使料理人書記等ヲ雇入ル、契約ノ如シ

捺印證書ヲ用ヒサル爲メニ無効トナルヘキ契約ハ對手既ニ約因ヲ履

會 社

行シ會社タメニ利益ヲ受ケタリト雖モ依然無効ナリトス然レモ會社其約因ヲ履行シ對手ヘ利益ヲ與ヘタルトキハ會社其約因ニ付キ之ヲ出訴スルヲ得ヘシ例ヘハ會社口約ヲ以テ地所ヲ貸與シ對手之ヲ占有シテ利益ヲ得タルモ會社ハ相當ノ報酬ヲ受クルノ權アルカ如シ

捺印證書ナシト雖モ會社ハ准契約ノ責ニ任スヘシ

右ニ掲ケシ外布告ヲ以テ定メタル例外アリ一千八百六十七年ノ會社條例ニ曰ク會社ノ契約ハ左ノ手續ヲ以テ取結フコトヲ得ヘシ第一一個人ト一個人トノ間ニ於テ捺印證書ヲ要スル契約ハ會社ニ於テモ亦社印ヲ捺シタル證書ヲ以テ取結フコトヲ得ヘシ又同一ノ手續ヲ以テ之ヲ變更シ若クハ解除スルヲ得ヘシ第二一個人ト一個人トノ間ニ於テ契約人ノ署名シタル證書ヲ要スル契約ハ會社ニ於テモ其事ノ委任ヲ受タル役員ノ署名シタル證書ヲ以テ之ヲ取結フ事ヲ得ヘシ又同一

ノ手續ヲ以テ之ヲ變更シ若シクハ解除スルコトヲ得ヘシ第三一個人
 卜一個人卜ノ間ニ於テ證書ヲ要セサル契約ハ會社ニ於テモ其事ノ委
 任ヲ受ケタル役員口頭ヲ以テ之ヲ取結フコトヲ得ヘシ又同一ノ手續
 ナ以テ之ヲ變更シ若シクハ解除スルコトヲ得ヘシ
 一千八百六十二年ノ會社條例第四十七款ニ曰ク此條例ヲ遵奉シテ設
 立シタル會社ノ委任ヲ受ケタル者其會社ノ名義ヲ以テ約束手形若シ
 クハ爲替手形ノ引受ヲナシ又ハ裏書ヲナシタル片或ハ同一ノ會社ヨ
 リ委任ヲ受ケタル者其會社ニ代リ自己ノ名義ヲ以テ引受ヲナシ又ハ
 裏書ヲナシタル片ハ之ヲ其會社ノ自ラ引受ケ又ハ自カラ裏書ヲナシ
 タルモノト見做スヘシ

○社名ヲ以テ結約スル事

會社ノ契約ハ其社名ヲ以テスルコトヲ要ス故ニ會社ノ役員又ハ社員

ハ名義ヲ以テ爲シタル契約ハ社印アリト雖モ會社ハ對シテハ渾テ無
 効ナリトス

○會社ニ代リ契約ヲ取結フ者

會社契約ヲ取結フ片ハ其社ノ役員若シクハ代理人ヲ以テセサルヘカ
 ラス故ニ役員又ハ代理人ニ於テ其契約ヲ取結フノ權ナキ片ハタトヒ
 社印ヲ捺シタリトモ會社ハ之ニ束縛セラル、コトナシ尤モ社印アル
 片ハ一應正實ナルモノト見做スカ故ニ會社ハ其役員又ハ代理人ニ結
 約ノ權ナカリシコトヲ證明スルノ責任アリ

社名ヲ以テ契約ヲ結フノ權ヲ有スル人ハ多ク其社ノ規約書ヲ以テ之
 ヲ定ムルモノトス然レモビクトリア第八年第十六章ノ集合會社條例
 並ニ同帝二十五年及第二十六年第八十九章ノ會社條例ニヨリテ設立
 シタル會社ハ數人ノ支配人ダイレクタールヲシテ社務ヲ整理セシムルヲ規則トシ此

(六九一)

支配人ハ其會社ノ代理人トス故ニ此支配人ノ結ヒタル契約ニハ代理人ノ結ヒタル契約ニ關スル法律ヲ適用スヘシ

會

社

會社ノ支配人ト取引ヲナス者ハ其社ノ規則ニヨリ支配人ノ有スル代理權限ヲ知ルノ義務アリ故ニ支配人ノ結ヒタル契約ヲ以テ會社ニ係リ出訴スル者ハ其支配人ノ該契約ヲ結ヒ得ヘキ權利ヲ委任サレタルコトヲ證明セサルヘカラス若シ之ヲ證明スル能ハサルハ原告ノ請求相立タサルモノトス然レモ世間ニ公布セサル會社ノ内規ハ社外ノ者之ヲ知ルノ義務ナキカ故ニタトヒ支配人其内規ニ違背シテ契約ヲ結フモ會社ハ其契約ノ責ニ任セサルヘカラス

○代理權ノ追認

支配人若シクハ代理人其權理ナキニ會社ニ代リテ契約シ又ハ會社ノ規約ニ定メタル手續ヲナサスシテ契約シタルハ會社ハ之ヲ追認スル

會

社

(七九一)

ヲ得ヘシ然レモ其契約會社ノ結ヒ得ヘカラスモノナルハ之ヲ追認スルヲ得ス

權理ナクシテ會社ニ代リ契約ヲ結ヒタル支配人又ハ代理人ハ其對手ヘ對シテ自ラ責任ヲ負フヘシ故ニ委任消滅ノ後會社ノ名ヲ以テ金錢ヲ借り受ケタル支配人又ハ代理人ハ自ラ之ヲ債主ヘ返却セサルヘカラス

會社ハ其設立ノ^{モモランダム、チフ、アツシ、エイ、ジョン}其規約ヲ以テ發起人ノ消費セシ入費及發起人ノ結

ヒシ契約ニ關スル責任ヲ負フコトヲ得ヘシ然レモ規約ニ於テ之ヲ定メサルハハタトヒ設立後發起人ノ契約ヲ追認スト雖其効ナシトス何ントナレハ代理人ノナシタルコトヲ追認スルヲ得ルハ其事ヲナセシ當時本人タルヘキ者即追認者ノ存在スルコトヲ要スルモノナルニ發起人ノ契約ヲ結ヒシハ其會社尙ホ未ダ存在セサレハナリ衡平法ニ

於テハ發起人ノ契約ニヨリ會社其利益ヲ得タル片ハ其契約ヲ追認シテ會社ノ契約トナシ其契約ニヨリ出訴スルヲ得ヘシト判決セラレタルコトアリ然レモ此說ハ其後排斥セラレタルヲ以テ將來ノ先例ト爲スコト能ハサルヘシ

第三章 代理人

第壹款 代理ノ性質

代理ニ二個ノ性質アリ左ノ如シ

第一 代理權ヲ委任スルハ本人ヨリ其身分ノ一部分ヲ代理人ヘ割與シ代理人ヲシテ本人身軀ノ一部若シクハ本人使用ノ器械ノ如クナラシメ本人ト第三者トノ間ニ於テハ代理人ノ行爲ヲ視ルト猶本人ノ行爲ヲ視ルカ如クナラシムルナリ

第二 代理權ヲ委任スルハ本人ト代理人トノ間ニ契約ヲ結フナリ右本人身分ノ割與ト本人代理人兩人間ノ契約トハ全ク別者ナルカ故ニ之ヲ混同セサランコトヲ要ス但シ第二ノ性質ハ本編ニ關係ナキカ故ニ之ヲ論說セス

第貳款 代理ヲ委任スルコト及代理人ノ種類

第壹項 本人及代理人トナルヘキ者

○本人トナルヘキ者

何人ヲ問ハス自ラ契約ヲ結ビ得ヘキ者ハ他人ヲシテ己レニ代リ契約ヲ結ハシムルヲ得ヘシ白痴人癡癪人有夫ノ婦等ハ自ラ契約ヲ結フヘキ能力ナキカ故ニ他人ヲシテ己レニ代リ契約ヲ結ハシムルヲ得ス

○代理人トナルヘキ者

自ラ契約ヲ結フ能ハサル者ト雖モ他人ノ代理人トナリテ結約スルヲ

(〇〇二)

及代理人ノ種類

得ルコトアリ即チ有夫ノ婦ハ自ラ契約ヲ結フノ能力ナシト雖モ夫ノ代理人トナリテ日用ノ飲食物ヲ買取り代金仕拂ノ契約ヲ結フ事ヲ得又奴隸及幼年者ノ如キモ結約ノ能力ヲ欠クト雖モ代理人トナリテ他人ノ爲メニ契約ヲ取結フコトヲ得但シ有夫ノ婦奴隸及幼年者ハ本來契約ヲ結フノ能力ナキカ故ニ代理ノ事務ヲ執行スルニ當リ過失アリト雖モ本人ヘ對シテ其責ニ任スルコトナシ

何人タリモ代理人タルヲ得ヘキ原則ニ左ノ例外アリ

自己ノ意見ヲ以テ執行スヘキ代理事件ヲ委任サレタル代理人ハ反對ノ位地ニアル者ノ代理ヲ兼任スルヲ得ス例ヘハ賣主ヨリ代價幾何ニテモ代理人ノ見込通リニ某品ヲ賣却スヘキ委任ヲ受ケタル代理人ハ亦買主ヨリモ其見込通リノ代價ニテ買取ルヘキ委任ヲ受クルヲ得サルカ如シ

代理人ノ委任スル事

(一〇二)

自己ノ意見ヲ用フルヲ要セサル場合ニ於テハ一人ニテ賣買主雙方ノ代理人トナルヲ得ヘシ例ヘハ羅賣者ノ如シ

本人タルヘキ者ト反對ノ位地ニ在ル者ハ代理人タルヲ得ス例ヘハ買主ハ賣主ノ代理人トナルヲ得サルカ如シ

第二項 代理ノ事件

本人自ラ爲シ得ヘキ事ハ何事タリモ代理人ヲシテ之ヲ爲サシムルヲ得ヘシ然レモ此原則ニハ左ノ例外アリ

第一 本人其人ニ限ル事ハ他人ヲシテ之ヲ代理セシムルヲ得ス例ヘハ書畫婚姻離婚等ノ如シ

第二 代理人ハ本人ノ承諾ヲ經スシテ代理ヲ第三者ニ委任シ其人ヲメ己ニ代ラシメ又ハ其人ヲ己ノ代理人トナスヲ得ス但シ習慣ニ於テ許ス所ノ場合及代理事件ヲ執行スルニ必要ナル場合ハ此限ニアラス

(二〇二)

右第二例外ノ規則ニ違背シテ代理ヲ委任サレタル第三者ハ代理人ノ代理人ニシテ本人ノ代理人ニアラス

第三項 代理人ノ種類

代理人ノ種類ハ甚タ多シト雖ル就中商業上ノ代理人ヲ以テ最モ重要ナリトス故ニ左ニ商業上二三ノ代理人ノミヲ掲ケテ他ハ皆之ヲ略スヘシ

○商業上ノ代理人

商業上ノ代理人ノ中最モ吾人ノ注意ヲ要スル者ハアウクシヨニエトフクトアアロカ糶賣人賣込人賣買周旋人及組合商業人ナリ

糶賣人ハ官ノ允許ヲ受ケテ他人ノ物品ヲ糶賣スルヲ業トスル者ナリ故ニ買主代金ヲ仕拂ハサル片ハ糶賣人自己ノ名義ヲ以テ之ヲ出訴スルヲ得ヘシ

代理ヲ委任スル事

(三〇二)

賣込人ハ他人ノ爲メニ自己ノ名義ヲ以テ物品ヲ賣買スル者ナリ故ニ賣込人ハ賣買周旋人ト同一ノ事ヲ爲スト雖ル亦タ左ノ差別アリ

第一 賣込人ハ賣品ヲ占有シ賣買周旋人ハ之ヲ占有セス

第二 賣込人ハ自己ノ名義ヲ以テ賣買シ賣買周旋人ハ賣主及買主ノ名義ヲ以テ賣買ス

第三 賣込人物品所有主ノ命令ニ背キ賣買シタル片其賣買ハ有効ナリト雖ル賣買周旋人本人ノ命令ニ戻リ賣買シタル片ハ無効ナリトス但本人之ヲ追認スル片ハ此ノ限ニ在ラス而シテ糶賣人ト賣込人トハ左ノ二點ニ於テ差異アリ

第一 賣込人ハ通常ノ賣買ヲナシ糶賣人ハ糶賣ノミヲナシ通常ノ賣買ヲナスヲ得ス

第二 糶賣人ハ必ラス現金賣買ヲナシ賣込人ハ必ラスシモ之ヲナス

(四〇二)

ヲ要セス

組合ヲナシテ商業ヲ營ム者ハ其商業ニ關シテ相互ニ代理人タルヘシ
例ヘハ甲乙丙ノ三人組合ヲナシテ砂糖商業ヲ營ミ甲ハ九州ニアリテ
買入方ヲ主リ乙丙ハ横濱ニアリテ賣捌方ヲ主リ利益損害ヲ三人ニ分
配スルノ約束ヲナスルハ該商業ニ關シ甲者一人ニテナシタルコトモ
乙者又ハ丙者一人ニテ爲シタルコトモ皆スヘテ甲乙丙三人ニテ爲シ
タルコト、見做スカ如シ

及代理ノ種類

○總理代人ト部理代人トノ別

總理代人ト部理代人トノ別ハ第三款ニ於テ説明スヘシ

第四項 代理ヲ委任スル方法

○豫メ委任スル事

代理人ハ代理事件ヲ執行セシムル前ニ於テ豫メ命スルコトアリ又代

代理ヲ委任スル事

(五〇二)

理事事件ヲ執行シタル後ニ命スルコトアリ執行後ニ命スルコトヲ稱シ
テ追認ト云フ

豫メ代理ヲ委任スルニハ言語文章ヲ以テムルコトアリ又行爲ヲ以テ
スルコトアリ

○捺印證書ヲ以テ豫メ委任スル事

捺印證書ヲ認メ得ヘキ代理權ヲ授與スルニハ捺印委任狀ヲ以テスル
コトヲ要ス但シ代理人本人ノ面前ニ於テ本人ニ代リテ捺印スルルハ
此限ニアラス

口頭若シクハ無印委任狀ヲ以テ委任セラレタル代 人捺印ヲ要セサ
ル證書ニ捺印シタルルハ其證書ヲ有効トス

○口頭若シクハ無印證書ヲ以テ委任スル事

代印ノ權利ヲ與ヘサルルハ口頭若シクハ無印委任狀ヲ以テ委任スル

ヲ得ヘシ

無印成文證據ト口頭ノ證據トハ法律上其効力ヲ等フスルカ故ニ口頭
ヲ以テ委任サレタル代理人ト雖モ本人ニ代リ證書ヲ認ムルノ權アリ
委任狀ハ法律ニ定メタル書式ナシ但タ意義ノ明瞭ナルヲ良トス

○默任スル事

言語文章ヲ以テセス暗々裡ニ權利ヲ委任スルコトアリ之ヲ稱シテ默
任トス此默任ヲ區別シテ左ノ四種トナス

第一 本人ノ既往若シクハ當時ノ行爲ニヨリ代理ヲ委任シタリト見
做スコトアリ例ヘハ甲者乙者ノ面前ニ於テ乙者ノ代ト稱シ乙者ノ名
義ヲ以テ物品ヲ買取ルル者乙者之ヲ傍觀シテ制止セサルルハ乙者甲者
ヘ物品買取ノ代理ヲ委任シタリト見做スカ如シ

第二 本人ト代理人トノ關係ニヨリ代理ヲ委任シタリト見做スコト

アリ例ヘハ妻夫ト同居スル間ハ夫ノ代理人トナリテ日用物ヲ購求ス
ルヲ得組合商業人ハ相互ニ代理人トナルヲ得ルカ如シ

第三 他人ノ利益ヲ保護センカ爲メニ其人ノ代理人トナルコトアリ
例ヘハ船長ハ航海中止ムヲ得サルル船主ノ代理人トナリテ金錢ヲ借
リ入レ船ノ修繕ヲ爲スヲ得ルカ如シ

第四 代理人タルヘキ人ノ資格及職業ニヨリ代理ヲ委任シタリト見
做スコトアリ例ヘハ物品ヲ糶賣人ヘ送りタルル糶賣ヲ委任シタリト
見做シ倉庫會社ヘ荷物ヲ送りタルルハ其荷物ヲ預ルコトヲ委任シタ
リト見做スカ如シ

○追認

豫メ代理ヲ委任セサル人ノ爲シタル事ニ關シテハ權利ヲ得ルコトナ
ク亦タ義務ヲ負フコトナシ然レモ其事ヲ追認シテ豫メ委任シタル代

理人ノ爲セシコトト等シキ結果ヲ生セシムルヲ得
追認ハ被認者事ヲ爲セシ當時ニ溯リ其時ヨリ被認者ヲ代理人ト認ム
ルモノトス

追認スヘキ場合ハ嘗ツテ代理ヲ委任シタルコトナキ人ノ追認者ニ代
リテ事ヲ爲シタル片及ヒ豫メ代理ヲ委任シタル者權限ヲ越ヘテ事ヲ
爲シタル片ニアリ

○追認スヘキ事柄

如何ナル事柄ト雖モ豫メ委任シテ爲サシムルヲ得ルモノハ執行ノ後
之ヲ追認スルヲ得ヘシ但シ此規則ニ付キテハ左ノ制限ヲ爲スコトヲ
要ス

第一 追認スヘキ事ハ追認者ノ名義ヲ以テ爲シタル事ニ限ルヘシ故
ニ被認者自己ノ名義ヲ以テ爲タル事ハ之ヲ追認スルヲ得ス此規則ニ

ヨリ英國ニ於テ甲者乙者ノ約束手形ヲ偽造シタル片ハ甲者乙者ノ代
理人トナリ其名義ヲ以テ署名シタルニアラサルカ故ニ之ヲ追認スル
ヲ得ス然レモ米國ニ在テハ右ノ場合ニ於テ乙者ヲシテ之ヲ追認スル
コトヲ得セシム

第二 追認者追認スヘキ事ヲ爲セシ當時ニ於テ其事ヲ爲スヲ得タリ
シニ非レハ其事ヲ追認スルヲ得人例ヘハ甲者乙者ナル有夫ノ婦ノ代
理人ト稱シ契約ヲ結ヒタル片ハ乙者離婚シテ獨立スト雖モ其契約ヲ
追認スルヲ得サルカ如シ

第三 追認者追認スヘキ事ヲ爲セシ時ニ存在セサレハ其事ヲ追認ス
ルヲ得ス此規則ニヨリ會社未設ノ時會社ノ名義ヲ以テ結ヒタル發起
人ノ契約ハ會社ニ於テ之ヲ追認スルヲ得ス

○追認ノ方法

(〇—二)

追認ヲナスハ豫メ代理ヲ委任スルルト等シク言語文章若シクハ行爲ヲ以テスルヲ得ヘシ

及代理ノ種類

被認者ノ結ヒシ契約ハ其一部ヲ追認メ其一部ヲ放棄スルヲ得ス何ントナレハ一部ヲ追認スルルハ結約者ヲ己ノ代理人ト認ムレハナリ追認ヲナスニハ追認者及被認者ノ爲セシ事ノ實ヲ知ルコトヲ要ス故ニ其事實ヲ知ラス或ハ之ヲ誤リテナシタル追認ハ追認者ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得ヘシ例ヘハ甲者乙者ノ名義ヲ以テ契約ヲ結ヒ其事項ヲ乙者ニ詐リテ追認セシメタルルハ乙者之ヲ取消ス事ヲ得ルカ如シ若シ追認スルガ爲メ第三者ノ利益ヲ害スル事アラハ之ヲ爲スヲ得ス

第參款 本人及代理人ト第三者トノ關係

第壹項 總論

第壹款ニ於テ説明シタル如ク代理人ハ本人ノ身分ノ一部ヲ受タルモ

本人及代理ト

(一—二)

ノナルヲ以テ其所爲ハ則チ第三者ヘ對シテ本人ノ所爲ナリトス但シ代理人ハ悉皆本人ノ身分ヲ受タルニアラサルカ故ニ其受ケタル身分外ノ事ハ之ヲ本人ノ所爲ト爲スコトヲ得ス

又此規則ニ例外アリ即チ實際委任セスト雖モ本人ト第三者トノ間ニ於テ委任シタリト見做スヘキ權利ノアルコト是ナリ因テ茲ニ左ノ二問題ヲ惹起スヘシ

第一問 本人ヨリ代理人ヘ與ヘタル代理權如何

第二問 本人ト第三者トノ間ニ於テ委任シタリト見做スヘキ代理權如何

右二問題ハ逐次左ニ説明スヘシ

○本人ヨリ代理人ヘ附與シタル代理權

代理ノ權限ハ本人之ヲ定ムルモノトス

(二一)

代理ノ權限ヲ明ニスルニハ第一本人ハ如何ナル言語文章若シクハ行爲ヲ以テ代理權ヲ委任セシヤテ問フコト第二其言語文章若シクハ行爲ノ意義ハ如何ナリシヤテ問フコト即チ第一問ハ事實ノ問題ニシテ第二問ハ法律ノ問題即チ解釋ノ問題ナリ

第三者トノ關係

代理權委任ノ解釋法ハ一般普通ノ解釋法ト異ナルコトナシ然レモ左ノ規則ハ代理ノ委任ヲ解釋スルニ當リ最モ注意ヲ要スルモノナリ
第一則 一事件ノ代理ヲ委任シタルルキハ其事件ヲ執行スルニ必要ナル事ヲ爲スノ權モ亦タ併セテ委任シタルモノトス但シ必要ナル事トハ唯タ欠クヘカラサルモノノミニ限ラス渾テ委任事件ヲ執行スルニ關シ通常人ノ爲スヘキ事ヲモ包含スルモノナリ
第二則 不文證據ヲ以テ習慣ヲ證明シ得ル例外ノ規則ハ代理ノ委任ヲ解釋スルニ當リ最モ注意ヲ要スルモノナリ

第三則 代理ノ權限不分明ナルトキハ代理人ノ利益トナル様ニ解釋スヘシ

第四則 廣濶ナル言語ノ意義ハ代理事件ノ性質ト證書ノ全文トニヨリ之ヲ推測シテ其制限ヲ定ムヘシ

第五則 本人ノ諭告ハ其命令ト同シカラス故ニ本人ノ命令ニ違背シテ結ヒタル契約ハ無効ナリト雖モ其命令ヲ執行スル方法ヲ示シタル諭告ニ違背シテ結ヒタル契約ハ有効ナリトス

本人及代理人ト

(三一)

○本人ト第三者トノ間ニ於テ委任シタリシト見做スヘキ代理權代理人ノ權限ヲ越ヘテ結ヒタル契約ニ關シ本人第三者ヘ對シテ其責任ヲ負フコトアリ本章第二款第四項默任ノ部ニ掲ケタル本人行爲ノ止ムヲ得サルトキ及本人ト代理人トノ關係及代理人ノ資格若シクハ職業ニヨリ代理ヲ委任シタリト認定スヘキ場合ニ於テハタトヒ本人

第三者ノ關係

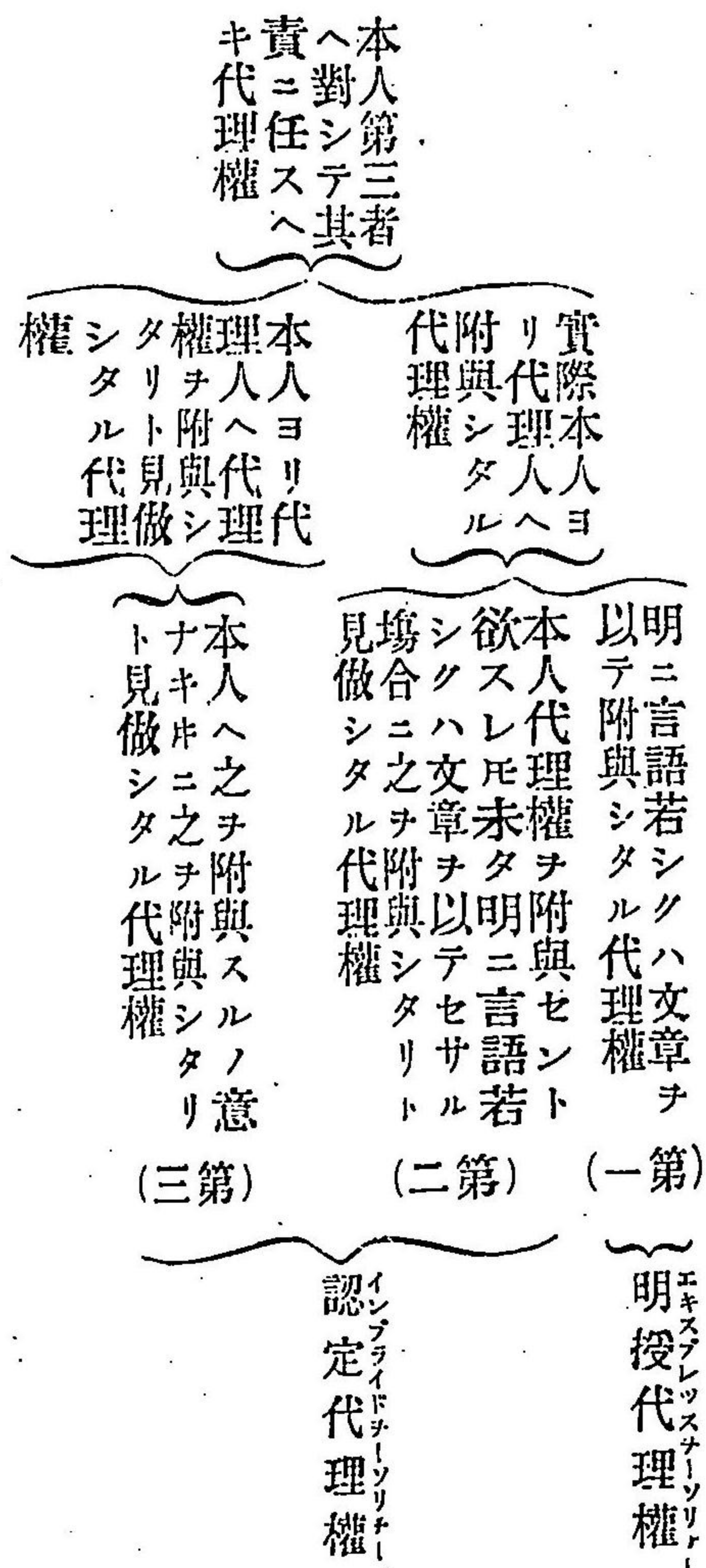
(四一)

ノ實際委任シタル權利ハ認定シタルモノヨリモ狭少ナルモ認定ノ權限内ニ於テ代理人ノ結ヒシ契約ニ付キテハ本人第三者へ對シテ其責ニ任セサルヘカラス例ヘハ糶賣人ナシテ物品ヲ糶賣セシムルニ當リ本人ハ其代理權ノ制限ヲ定メ得ルト雖モ若シ其糶賣人通常糶賣人ノ有スル權利ヲ以テ其代理事件ヲ執行シタル片ハタトヒ其執行本人附與ノ權利外ニ涉ルト雖本人ハ第三者へ對シテ其責ニ任セサルヘカラスルカ如シ但シ第三者實際本人ノ代理人へ附與シタル權限ヲ知ル片ハ此限ニアラス又第三者代理人ノ委任狀ヲ有スルコトヲ知ル片ハ之ヲ閱シテ其代理權ヲ承知シタルモノト見做スヘシ

以上説ク所ヲ圖解スルコト左ノ如シ

本人及代理人

(五一)



代理人ノ有スヘキ權理ハ右ノ圖ニ掲ケタル第一第二及第三ノ三種ノ外ニ出テス而シテ其第一種及第二種ハ共ニ本人之ヲ附與セント欲シテ附與シタルナリ但第一種ニ於テハ明ニ言語若シクハ文章ヲ以テ附與セント欲スルノ意ヲ表明シ第二種ニ於テハ暗ニ之ヲ附與セント欲

(六一二)

第三者ノ關係

スルノ意ヲ表明シタルナリ畢竟二者ハ相同シキモノナレモ唯附與ノ意ヲ表明スルノ方法ニ於テ異ナル所アルナリ第三種ハ本人之ヲ附與スルノ意ナク亦タ之ヲ附與スルコトヲ拒ミタル場合ナレモ本人ト第三者トノ間ニ於テハ之ヲ附與シタリト見做シタルモノナリ故ニ代理人ノ此權限内ニ爲シタル事ニ關シ本人ハ第一種及第二種ノ場合ト等シク第三者ヘ對シテ其責ニ任セサルヘカラス但此場合ニ於テ代理人ハ附與セラレタル權限ノ外ニ涉リタルヲ以テ本人ヘ對シテ其損害ヲ償却スルノ責任アリ

第一種ノ代理權即明授代理權ヲ有スル者ハ部理代人ニシテ第二種及第三種ノ代理權即認定代理權ヲ有スル者ハ總理代人ナリ

代理人雖賣人賣込人等ハ總理代人ナリ故ニ此等ノ人ニ代言若クハ糶賣若クハ賣込ヲ依頼スルハ本人ニ於テ其代理權ヲ制限シ得ルト雖

本人及代理人

(七一二)

凡亦タ其制限ノ外ニ涉リテセ爲シコトノ責ニ任セサルヘカラス例ハ賣込人ニ賣込ヲ依頼スル本人ハ代價ノ定度ヲ立テ其定度以下ニテ賣却スヘカラスト命スルト雖モ亦タ其定度以下賣買ノ責ニ任セサルヘカラスカ如シ

本人ニ代リテ手紙ヲ代書シ又ハ本人ニ代リテ金子受取ノ爲メ銀行ニ至ル者ハ部理代人ナリ

附言佛國及我國ニ於テハ本人ニ代リ諸般ノ事務ヲ處辨スル者及ヒ一事業ニ關シ本人ニ代リ其一切ノ事務ヲ處辨スル者ヲ稱シテ總理代人ト云ヒ本人ニ代リ唯タ一事ノ代理ヲ爲ス者ヲ稱シテ部理代人ト云フ

第二項 代理人ノ結ヒシ契約ニ關スル本人並ニ代理人ノ權利義務

(八一三)

他人ノ代理人トナル者及ヒ他人ノ代理人ナリト稱スル者ハ必ス左ノ
場合ノ中ニアルヘシ

(第一) 代理權ヲ有スル場合

(甲) 對手此方ノ代理人タルコトヲ知ル場合

(イ) 本人ノ氏名ヲ告ケタル場合

(ロ) 本人ノ氏名ヲ告ケサル場合

(乙) 對手此方ノ代理人タルコトヲ知ラサル場合

(第二) 自ラ代理人ナリト稱スト雖モ實際代理權ヲ有セサル場合

(甲) 本人ノ氏名ヲ告ケタル場合

(イ) 指名シタル人本人ト爲リ得ヘキ場合

(ロ) 指名シタル人本人ト爲リ得ヘカラサル場合

(乙) 本人ノ氏名ヲ告ケサル場合

第三者ノ關係

以上六個ノ場合ニ付キ左ニ之ヲ詳論スヘシ

○(第一) 代理權ヲ有スル場合

(甲) 對手此方ノ代理人タルコトヲ知ル場合

(イ) 本人ノ氏名ヲ告ケタル場合

代理人代理權ヲ有シ對手其代理人タルコトヲ知り且ツ本人ノ何人タルコトヲ知ルハ則チ本人ヲ以テ契約人トナス然レモ契約ヲ結ビシ者双方ノ一致ヲ以テ本人ヲ除キタルトキハ此規則ニ從ハサルモノトス

右ノ場合ニ於テ代理人ハ契約人ニアラス然レモ左ノ例外アリ

即チ代理人モ自ラ責任ヲ負フコトヲ約シタル片及糶賣人ノ如ク代理事件ノ執行ニ付キ利益ヲ有スル片ハ契約人タルヘシ又代理人外國ニ居住スル本人ノ代理ヲ爲ス片ハ商業ノ習慣ト其便宜トニヨリテ其契

(九一二)

本人及代理人

(〇二二)

約ノ責ヲ負フヘシ

(口) 本人ノ氏名ヲ告ケサル場合

對手代理人ノ代理權ヲ有スル事ヲ知ルト雖モ代理人本人ノ何人タルヤヲ對手ニ告ケサルハ對手ニ於テ未知ノ本人ヲ信用シ唯タ其人ノ責任ノミヲ以テ約因ト爲スノ理ナシ故ニ此場合ニハ代理人モ本人ト等シク契約人トナリテ其責ニ任スヘシ但シ代理人ノ責任ヲ免スルノ意志契約ニ明ナルハ無論其意志ニ從フヘキモノトス

第三者ノ關係

(乙) 對手此方ノ代理人タルコトヲ知ラサル場合

對手此方ノ代理人タルコトヲ知ラスシテ之ト契約シタルハ代理人本人各々契約人トナルヘシ但シ此規則ニハ制限ヲ爲スコトヲ要ス然レモ契約ノ事項中代理人ノミヲ以テ契約人トナスノ意明ナルハ此規則ヲ適用スルヲ得ス又本人對手ヘ對シテ代理人ノミヲ契約人ト

本人及代理人

(一三二)

スルノ意ヲ示シタルハ本人自ラ契約人トナリテ對手ヘ係リ出訴スルヲ得ス

本人ノ何人タルヲ告ケサル代理人ト契約ヲ結ヒタル者ハ本人ニ對シテモ亦タ代理人ニ對シテ行ヒ得ヘキ權理ヲ行フヲ得ヘシ例ハ賣込人ヨリ物品ヲ買取リタル者物品ノ所有主即チ本人ヨリ代金請求ノ訴ヲ受ケタルハ賣込人ヘ對シテ代金仕拂ヲ拒ミ得ヘキノ理由ヲ以テ其請求ヲ拒ムヲ得ルカ如シ且ツ此方ニ於テ賣込人ノ代理人タル事ヲ知ルノ手段アリト雖モ實際之ヲ知ラサルハ亦タ此規則ニ從フヘシ對手ノ本人ニ對スル權理モ亦之ヲ制限スルコトヲ要ス對手本人ヲシテ己レト代理人ト己ニ仕拂精算ヲ爲シタリト信セシメタルハ或ハ對手未タ本人ノ何人タルヲ知ラス唯其代理人ノミヲ信用セシ時ニ於テ本人ヨリ代理人ヘ仕拂ヲ爲シタルハ本人ヨリ代理人ヘ仕拂フタル

(二二二)

コトヲ以テ對手ノ金圓仕拂ノ請求ヲ拒ムヲ得ヘシ
對手本人ヲ發見シタルハ相當ナル時日内ニ本人又ハ代理人ノ中孰
ニ責任ヲ負ハシムヘキヤノ撰擇ヲチナスヘシ渾テ對手ハ本人及代理
人ノ中一人ヲ出訴スルヲ得ヘク亦タ兩人ヲ共訴スルヲ得ヘシ尤モ兩
人ヘ係リ出訴シタルハ其中一人ノミヘ對シテ裁判ヲ受クルヲ得ヘ
シ又一人ヘ對シテ裁判ヲ受ケタルハ其執行前ト雖モ更ニ他ノ一人
ヘ係リ其請求ヲ爲スコトヲ得ス

第三者ノ關係

○第二自ラ代理人ト稱スト雖モ實際代理權ヲ有セサル場合

(甲) 本人ノ氏名ヲ告ケタル場合

(イ) 指名シタル人本人トナリ得ヘキ場合

本人トナリ得ヘキ人ヲ指名シテ其人ノ代理人ナリト自稱スルトモ實
際其代理權ヲ有セサル場合ニ於テハ左ノ規則ニ從フヘシ

本人及代理人ト

(三二二)

契約上代理人本人ト共ニ責任ヲ負フタルハタトヒ本人ヨリ代理權
ヲ與ヘラレスト雖モ其責任ヲ免ル、ヲ得ス

自ラ代理人ト稱シテ契約ヲ結ヒ其責任ヲ本人ニ負ハシムル者アルモ
本人ハ固ヨリ其人ニ代理權ヲ附與セサル故ニ其責ニ任スルコトナシ
而シテ代理人モ契約上ノ權利ヲ得ルコトナク亦タ其義務ヲ負フコト
ナシ

代理權ヲ有セサル者ハ何某ノ代理人ナリト稱シテ契約ヲ結フト雖モ
自己ノ名義ヲ以テ其契約履行ヲ對手ニ請求スルヲ得ス即チロルドエ
レンボロウ氏ビツカートン對バーレルノ判決ニ曰ク何某ノ代理人ナ
リト稱シテ本人ノ氏名ヲ公ニスル者代理人タルノ資格ヲ更メテ自ラ
本人トナルハ法律ノ許サ、ル所ナリト
對手本人ノナキコトヲ知り得タル後代理人ト契約ヲ結ヒ其一部ヲ履

(四二二)

行スルルハ代理人ニ於テ其契約上ノ權利ヲ得ヘシ
代理權ヲ有セスシテ自ラ代理人ナリト稱スル者ハ契約上ノ權利ヲ得
ル能ハス亦タ其責任ヲ免ルヘカラス此説ヤ嘗ツテ英國ニ行ハレタリ
然レトモ今日ニ至リテ其説全ク廢レ代理人ハ契約上ノ責ニ任セス唯
タ代理權ヲ有スル請合ニ關シ其違約ノ責ニ任スルノミナリ但シ米國
ノ或ル州ニ於テハ今日尙ホ自稱代理人ヲシテ契約上ノ責任ヲ負ハシ
ムルノ規則アリ

第三者ノ關係

(ロ) 指名シタル人本人ト爲ルヘカラサル場合

本人ナリト指名シタル者存在セサルルハ存在スレモ其人本人トナ
ル可ラサルルハ則チ其代理人ヲ以テ契約人トナスヘシ此場合ニハタ
トヒ代理人自ラ責任ヲ負ハサル事ヲ約スト雖モ其責任ヲ負フ者トス
代理人ハ契約上ノ責任ヲ負ヒ亦タ其權利ヲ得ヘシ然レモ詐欺ノ所爲

本人及代理人ト

(五二二)

アルルハ對手ニ於テ其契約ヲ取消シ代理人ノ權利ヲ消滅セシムルヲ
得ヘシ

(乙) 本人ノ氏名ヲ告ケサル場合

他人ノ代理人ナリト稱シ何人ノ代理人タルヤヲ告ケサル者契約ヲ爲
シ而シテ其實本人タルヘキ者ナキ場合ニ於テハ直ニ其代理人ヲ以テ
契約人トナシ以テ其契約上ノ權利ヲ得セシメ亦其義務ヲ負ハシム
スクマルツ對アバレイノ訴訟ニ於テ原告會社ハ荷主ノ代理人ナリト
稱シ其氏名ヲ告ケスシテ被告ヨリ船一艘ヲ借受ケタリシカ其後自カ
ラ契約本人トナリテ之ヲ出訴セリ此場合ニ於テ被告代理人ハビツカ
ートン對バールレル及レイナー對グロートノ先例ヲ以テ原告自ラ契約

人トナリテ出訴スルノ權ナシト主張セリ然レモ判官之ヲ斥ケテ曰ク
被告代理人ノ提供スル先例ニ於テハ代理人ト自稱セシ者本人ノ氏名

(六二二)

チ對手ニ告ケタリ故ニ該對手ハ其本人ヲ信用シテ契約シ其他人ト契約スルヲ欲セサリシト言フヲ得ヘシ然レモ本訴ニ於テハ原告會社自ラ代理人ナリト稱セシノミニテ其本人ノ何人タルヲ告ケス是レ此對手ハ本人ノ何人タルヲ問ハスシテ契約セシヤ明ナリ夫レ既ニ本人ノ何人タルヲ問ハストセハ原告自ラ本人トナルモ亦妨ケナカルヘキナリ云々ト

○印度契約條例

印度契約條例第二百三十條ニ於テハ前段説明セシ代理人ノ第三者ニ對スル契約上ノ責任ヲ掲ケタリ今左ニ之ヲ抄出シテ以テ讀者ノ參考ニ供ス

代理人ハ本人ニ代リ結ヒタル契約ニ關シテ權理ヲ得ルコトナク亦義務ヲ負フコトナシ但シ反對ノ契約アルハ然ラス即左ノ場合ニ

ハ反對ノ契約アリト見做スヘシ

第一 代理人外國居住ノ商人ニ代リテ賣買ノ契約ヲ結ヒタル時

第二 代理人本人ノ氏名ヲ對手ヘ告ケサル時

第三 代理人ノ指名シタル本人ニ責任ナキ時

以上ノ規則ハ英國ノ法律ニ基キ設ケタルモノナレモ少シク該法律ト異ナルトコロアリ今之ヲ同一ナラシメンニハ前條中ノ第二ヲ左ノ如ク改ムヘシ

第二 契約ノ事項中代理人本人ノ代理人タル資格ノミニテ契約シタルコトノ明ナラサル場合

第四款 代理人ノ解任

第一項 本人若シクハ代理人ノ意ヲ以テ解任スル事

○本人ノ意ヲ以テ解任スル事

(七二二)

代理人ノ解任

(八二二)

本人ハ何時タリトモ隨意ニ代理人ヲ解任スルヲ得ヘシ然レモ代理人
既ニ代理事件ノ一部ヲ執行シ中斷ノ爲メニ損害ヲ蒙ムルハ則チ本
人代理人ニ對シテ其損害ヲ償却セサルヘカラス

代理人ノ解任

本人ハ其代理委任ノ期限内ニ代理人ヲ解任セスト契約スルトモ其契
約ニ拘ハラズ何時タリトモ其代理人ヲ解任スルヲ得ヘシ但シ其契約
ニ有價ノ約因アルハ本人ニ於テ其違約ノ責ニ任シ之カ損害ヲ償却
セサルヘカラス

代理人代理事件ノ執行ニ付キ利益ヲ有スルハ或ハ代理事件ニ付キ本
人ト共同ノ利益ヲ有スルハ本人ノ契約ヲ以テ期限内ニ代理人ヲ解
任スルコトヲ禁スルヲ得ヘシ

解任ハ言語文章ヲ以テスルヲ得ヘシ亦タ行爲ヲ以テスルヲ得ヘシ
捺印證書ヲ以テ委任シタル代理人ト雖トモ口頭ヲ以テ之ヲ解任スル

ヲ得ヘシ

代理人へ對スル解任ノ效ハ其通知ノ時ヨリ始マリ代理人ト取引ヲ爲
シ來リシ第三者へ對スル解任ノ效ハ其人へ通知シタル時ヨリ始マル
又其他ノ第三者へ對スル解任ノ效ハ其代理人へ通知シタル時ヨリ始
マル

○代理人ノ意ヲ以テ解任スル事

代理人モ亦タ隨意ニ代理ヲ辭スルコトヲ得ヘシ然レモ有價約因ニ對
シテ辭任セサルコトヲ契約セシハ違約ノ責ニ任セサルヘカラス又
有價約因ヲ受ケスト雖モ代理事件ノ執行ヲ中斷シ損害ヲ本人ニ與フ
ヘキノ場合ニ於テ其代理ヲ辭スルハ本人へ對シテ其損害要償ノ責
ニ任セサルヘカラス

(九二二)

第二項 法律上ノ解任

代理ノ人ノ解任

代理權ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

- 第一 代理ノ期限ヲ經過シタル時
- 第二 本人ナル婦人結婚シタル時
- 第三 代理人ナル婦人結婚シ其夫代理人タルコトヲ拒ミタル時
- 第四 本人又ハ代理人瘋癲人トナリタル時
- 第五 本人又ハ代理人死シタル時
- 第六 本人身代限ノ處分ヲ受ケタル時
- 第七 本人ノ國ト代理人ノ國トノ間ニ戰爭起リタル時
- 第八 代理事件消滅シタル時
- 第九 法律ヲ以テ代理事件ノ執行ヲ禁シタル時
- 第十 代理人ノ代理人即チ第二位ノ代理人ニ關シ第一位ノ代理人ヲ解任シタル時

甲寅人乙卯丁卯為其子形請所丙寅丁未
 庚申辛酉壬戌癸亥子丑寅卯辰巳午未申酉
 戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳
 午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑
 寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉

明治十六年九月五日版權免許
 全 年 十 二 月 出 版

纂著人

兵庫縣士族

砂川雄峻

東京小石川地區
原町十一番地

出版人

高知縣平民

山下保馬

東京神田地區
小川町十番地

發 兌

東洋館書店

東京神田地區
小川町十番地



25R19

賣
捌

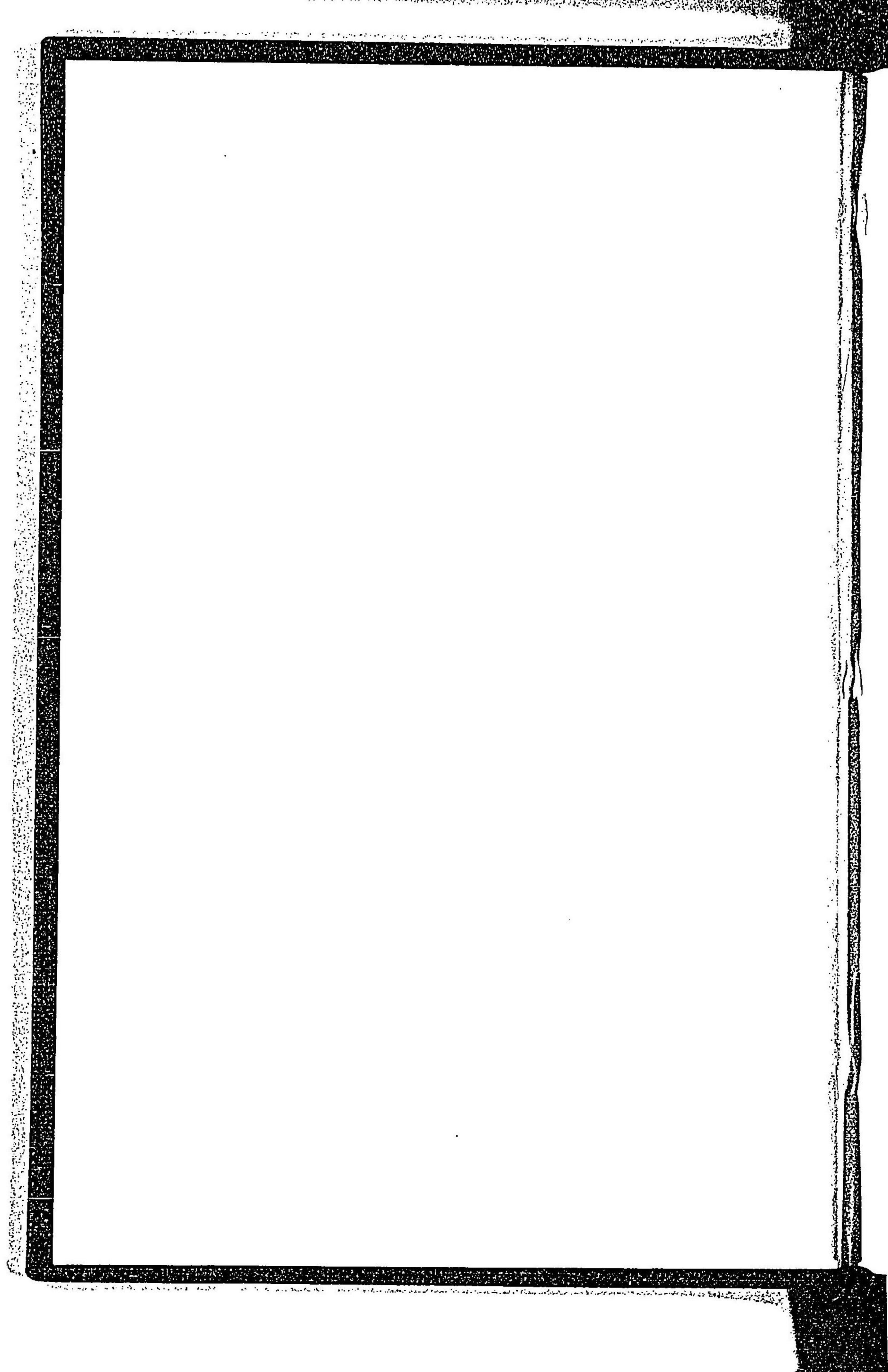
賣
捌

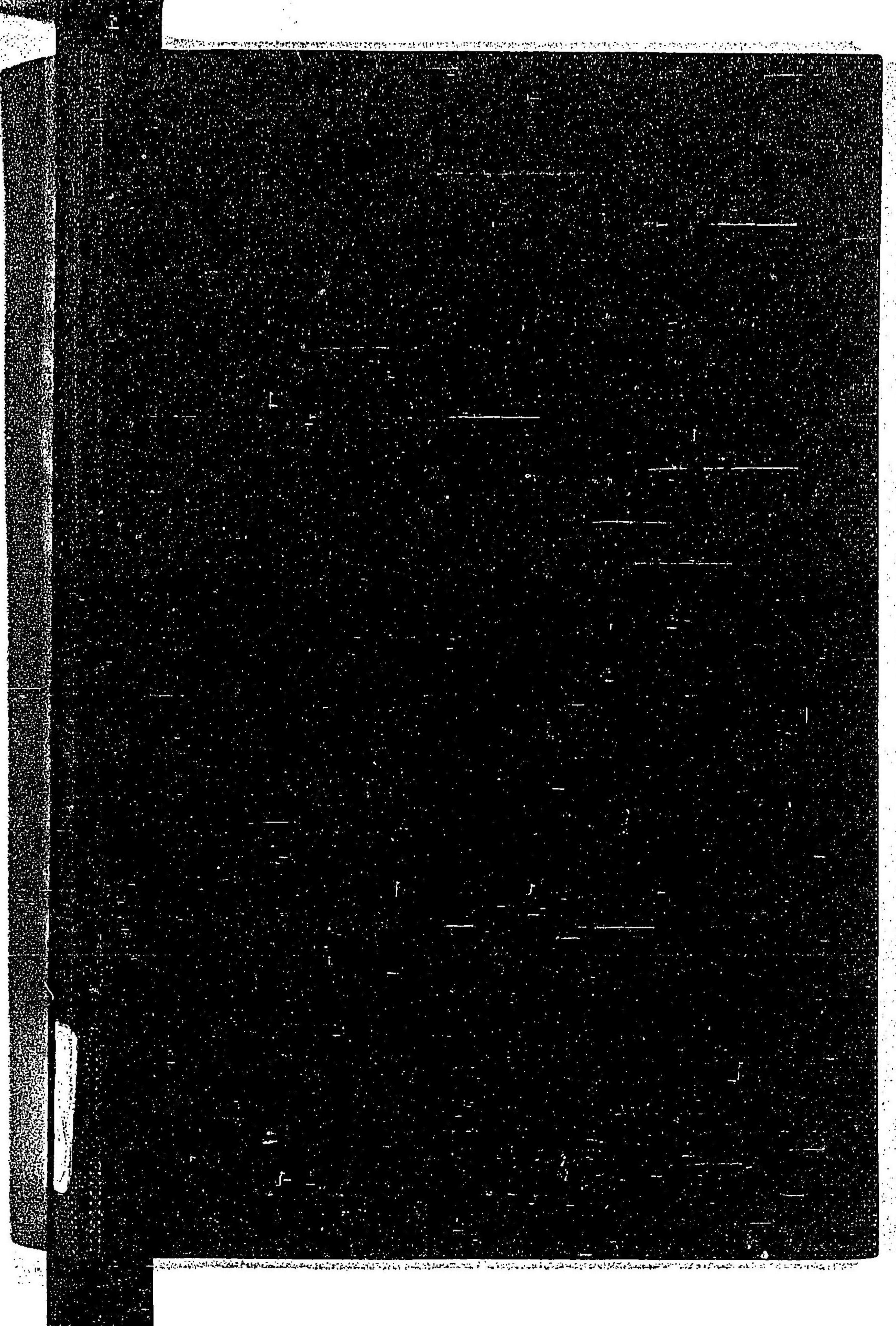
丸
家
善
七

東京日本橋區
通三丁目十四番地

叢
書
閣

東京日本橋區南傳
馬町一丁目十番地





28
47

034377-000-4

28-47

英米契約法

砂川 雄峻 / 著

M16

BBL-0917



